五十四月	一・七一％
五十五月	一・七八％
五十六月	一・八四％
五十七月	一・九一％
五十八月	一・九七％
五十九月	二・〇四％
六十月	二・一一％
六十一月	二・一八％
六十二月	二・二五％
六十三月	二・三三％
六十四月	二・四〇％
六十五月	二・四八％
六十六月	二・五五％
六十七月	二・六三％
六十八月	二・七一％
六十九月	二・七九％
七十月	二・八七％
七十一月	二・九五％
七十二月	三・〇三％
七十三月	三・一二％
七十四月	三・二〇％
七十五月	三・二九％
七十六月	三・三八％
七十七月	三・四七％
七十八月	三・五六％
七十九月	三・六五％
八十月	三・七四％
八十一月	三・八三％
八十二月	三・九三％
八十三月	四・〇二％
八十四月以上	四・一二％

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（一時貸付金に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に法第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額が三百二十万円に達している共済契約者に係る一時貸付金の貸付限度額については、この省令による改正後の中小企業倒産防止共済法施行規則（以下「新規則」という。）第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この省令の施行後に当該共済契約者の掛金総額が変更された場合、又は当該共済契約者の申込みにより当該共済契約者の掛金月額が八万五千円以上の額に増加された場合は、この限りでない。

（掛金の納付方法に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に、受託者に対して現金により掛金を納付することとしている共済契約者がする掛金の納付については、新規則第三十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○文部科学省告示第百二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月二十五日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十五日

文部科学大臣　高木　義明

名　称	構造及び形式	所在地
大崎八幡宮社務所	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七一平方メートル	宮城県仙台市青葉区八幡四―一七〇
大崎八幡宮旧宮司宿舎	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一九平方メートル	宮城県仙台市青葉区八幡四―一七〇
大崎八幡宮神馬舎	木造平屋建、瓦葺、建築面積三五平方メートル	宮城県仙台市青葉区八幡四―一七〇
浅舞酒造店舗	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一一九平方メートル	秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞三八八
浅舞酒造仕込み蔵・貯蔵蔵及び作業場	木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積一二七一平方メートル	秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞三八八
浅舞酒造吟醸蔵及び醅場	土蔵造及び石造平屋建、鉄板葺、建築面積一六五平方メートル	秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞三八八